

令和7年度 雲南市立吉田中学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法（H25）では、いじめを次のように定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。

2. 基本方針

(1) 職員の人権意識を高める

- ① いじめをなくすためには、まず、職員自身の人権尊重を貫こうとする意識や信念、姿勢が大切である。
- ② 職員の人権意識を高めるとともに、生徒がいじめの不当性を正しく理解し、人権を尊重する態度を養うように、指導力の向上を目指した研修を工夫する。
- ③ 職員間でいじめに対する共通理解と望ましい関係づくりを推進する。

(2) 生徒の人権意識を高める

- ① 教育活動全体を通して人権意識や自己有用感を高め、いじめをなくす実践力を培う。
- ② 異学年・異校種間交流やピアサポート、ソーシャルスキル教育等の実践を通して、人権が尊重され、お互いに支え合う集団づくりを進める。
- ③ いじめ等の人権問題について考えるミニ人権集会を開いたり、生徒・保護者・職員の参画型によるPTA研修会を実施したりするなど、家庭や地域社会と連携して生徒の発達段階を踏まえた指導をしていく。

(3) 生徒が話しやすい雰囲気づくりを進めるとともに、校内の教育相談体制を充実させる

- ① 管理職のリーダーシップのもと、職員間の協働体制をつくったり、生徒を肯定的に捉えた情報交換を行ったりするなど、職員間の支持的、受容的な雰囲気を醸成する。
- ② 日頃から生徒に積極的に声をかけて、生徒一人一人の変化をしっかりと把握できるよう、きめ細かく関心を向ける。
- ③ アンケート等を実施し、生徒の生活実態のきめ細かい把握に努める。
- ④ 定期的に教育相談期間を設けて、全生徒を対象とした教育相談を実施する。
- ⑤ 様々な相談の場や機会があることを生徒や保護者へ知らせる。
- ⑥ 生徒の悩みや不安に対して、その解消が図られるまで継続した教育相談を実施する。

(4) 地域の特徴を生かしながら、意図的・計画的に地域にある組織や団体との協力関係を築く

- ① 生徒が、生徒会をはじめ地域の行事やNPO等が主催する活動へ積極的に参加することを促し、その中で豊かな人間性が育まれるようにする。
- ② 地域の中に生徒たちの生き方のモデルとなる人材（子ども会指導者、民生児童委員等）を、ゲストティーチャーに迎え、学校との協力関係や生徒たちとの親密な関係を創り出し、地域との協力関係を築く。

(5) 警察との緊密な連携体制をつくる

- ① 平素より、いじめにおけるどのような行為が刑罰法規に該当するかについて、職員の理解を深めておく。

- ② いじめ行為が犯罪行為に当たるかどうかについて、積極的に警察に相談できるよう、学校と警察の緊密な連携体制を構築しておく。
- ③ 犯罪に当たるようないじめ行為があった場合には、直ちに警察に通報することを、日頃から保護者に周知しておく。

3. いじめの未然防止のための取組

(1) 環境づくりや継続的な取組

生徒の尊厳が守られ、生徒間にいじめを発生させないようにするためには、すべての職員がいじめの未然防止に努めなければならない。基本となるのは、生徒が、周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しく授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

また、こうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証して、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめの未然防止のための取組

- 保小中高の連携を密にし、特に入学前の状況を含めて、子ども同士の人間関係に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から職員全員の共通理解を図る。また、生徒にも、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- 学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に受けとめ、立場の違いを理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力の育成を図る。
- いじめが発生する要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進めるとともに、ストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じられる機会をすべての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。
- 人権尊重をテーマにした集会を開催するなどして、生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 雲南警察署と連携し、少年補導職員や少年警察ボランティア等によるいじめ防止を主眼とした非行防止に向けた取組を推進する。

4. いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、「いじめ問題対応の手引き」等を活用した研修を行うとともに、日頃から生徒を見守り、生徒との信頼関係の構築に努め、職員は積極的に生徒の情報交換を行って、相互に情報を共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

定期的な教育相談アンケート（毎月1回）の実施等により、生徒の実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりを心がける。また、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることのできる相談窓口を整備したり、休み時間や放課後の子どもの日常の様子に目を配ったりするなどして早期発見に努める。

5. いじめへの対処

(1) いじめに対する組織的な対応及び指導

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、組織的に対応する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対しては、安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った生徒に対しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの発見・通報を受けた職員は、一人で抱え込まずいじめ防止対策委員会にすみやかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを行った生徒・いじめを受けた生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、雲南警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけすみやかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなどの心のケアも行う。併せて、いじめを受けた生徒にとって信頼できる人物（親しい友人や職員、家族、地域の人等）と連携し、当該生徒に継続的に寄り添って支える体制をつくる。状況に応じて、SCやSSW、民生児童委員（主任児童委員）、弁護士などの協力も得ながら継続的な支援を行う。

(4) いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとるとともに、継続的に指導を行う。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った生徒への指導に当たっては、市教委や警察との連携による措置も含め、別室対応等、家庭にも周知した上で毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように適切な教育的配慮を行う。

(5) いじめが発生した集団への働きかけ

すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。その上で、いじめが発生した場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえその場でいじめをやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話等のメールやラインを利用したいじめ問題については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、生徒・保護者に情報モラルの啓発を行って未然防止に努める。また、ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関等と協力して早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。

(7) 特に配慮が必要な生徒への対応

以下に掲げた例をはじめとして、生徒本人の事情や、家庭の事情等に照らして学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に生徒の様子を学校全体で把握し、その特性や状況を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、保護者や家庭との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に実施する。また、異なる校種間の連携をさらに進め、配慮が必要な生徒について情報共有を行う。

- 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、及び国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないよう、職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒、又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

6. いじめの解消

(1) いじめ解消の判断

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) いじめ解消後の継続的指導支援

いじめが解消したと判断した場合にもその後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

7. 留意事項

(1) 組織的な体制整備

いじめへの対応については、学校に置かれたいじめ防止対策委員会を中心として、特定の職員が抱え込むのではなく、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら、学校全体の問題として組織的に取り組む。

【構成メンバー】 管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係職員、SC、SSW

(2) 校内研修の充実

すべての職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、「いじめ問題対応の手引き」等を活用して、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3) 学校相互間の連携体制の整備

いじめられた生徒といじめた生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校相互で情報の共有を図る。また、いじめられた生徒とその保護者および、いじめた生徒とその保護者に適切な支援や指導、助言ができるよう、学校相互で連携・協力を行う。

(4) 地域や家庭との連携及び保護者への支援

学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、民生児童委員（主任児童委員）や地域の関係団体等といじめの問題について協議したり、学校運営協議会を開いたりするなどして、地域や家庭と連携した対策を推進する。

(5) 学校評価・職員評価

学校評価において、いじめの実態把握が促進され、目標に対する具体的な取組状況や達成状況の評価ができるようにする。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。職員評価においても、管理職はいじめ発生の有無や多寡のみを評価するのではなく、職員の日頃からの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見の取組、いじめ発生の際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等についての評価ができるよう、実施要項の策定や評価記録書の作成を行う。

8. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

学校の設置者や学校は、次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

○いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

○被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、その旨をすみやかに雲南市教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査組織の設置

学校と雲南市教育委員会とが連携を密にし、学校が主体となった場合は事前に設置しているいじめ防止対策委員会を母体とする調査組織をすみやかに設置する。なお、組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(4) 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態の調査に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。なお、警察においても捜査（調査）が行われる場合は、学校は相互に緊密な連携ができるように努めるとともに、生徒等から聴き取りを行うに当たっては、その心情の理解や負担の軽減に十分配慮する。

① いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

調査において、いじめを受けた生徒からの聴き取りができる場合は、その生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考えて行う。その際、質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行うとともに、いじめた生徒への指導をすみやかに行い、いじめをやめさせる。いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りができない場合、その生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

(5) 被害生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

重大事態の調査に当たっては、学校と雲南省教育委員会とが連携を密にし、実施前に被害生徒・保護者、加害生徒及びその保護者に対して、①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項（いじめの事実関係、学校及び雲南省教育委員会の対応等、調査対象〔聴き取り等をする生徒・職員の範囲〕）、⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）、⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）の事項について、説明を行う。説明を行う主体は、学校と雲南省教育委員会との協議により、状況を勘案して判断する。

また、被害生徒・保護者に対する情報提供及び説明については、雲南省個人情報保護条例及び同条例施行規則等に従って行う。

調査結果の説明・公表については、学校及び雲南省教育委員会が事案の内容や重大性、被害生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して判断する。学校及び雲南省教育委員会は被害生徒・保護者に対して、公表の方針について事前に説明を行う。

<いじめを受けた生徒が自死した場合の対応の留意点>

生徒の自死という事態が起こった場合の調査については、当該事案の事実究明およびその後の自死防止に資する観点から、以下の点に留意して自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることをめざして行う。

○遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

○在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

○死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族への説明のあり方、調査結果の公表に関する方針について、遺族とできる限りの合意をしておく。

○できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。

○情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自死は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自死報道への提言を参考に情報発信や報道対応を行う。

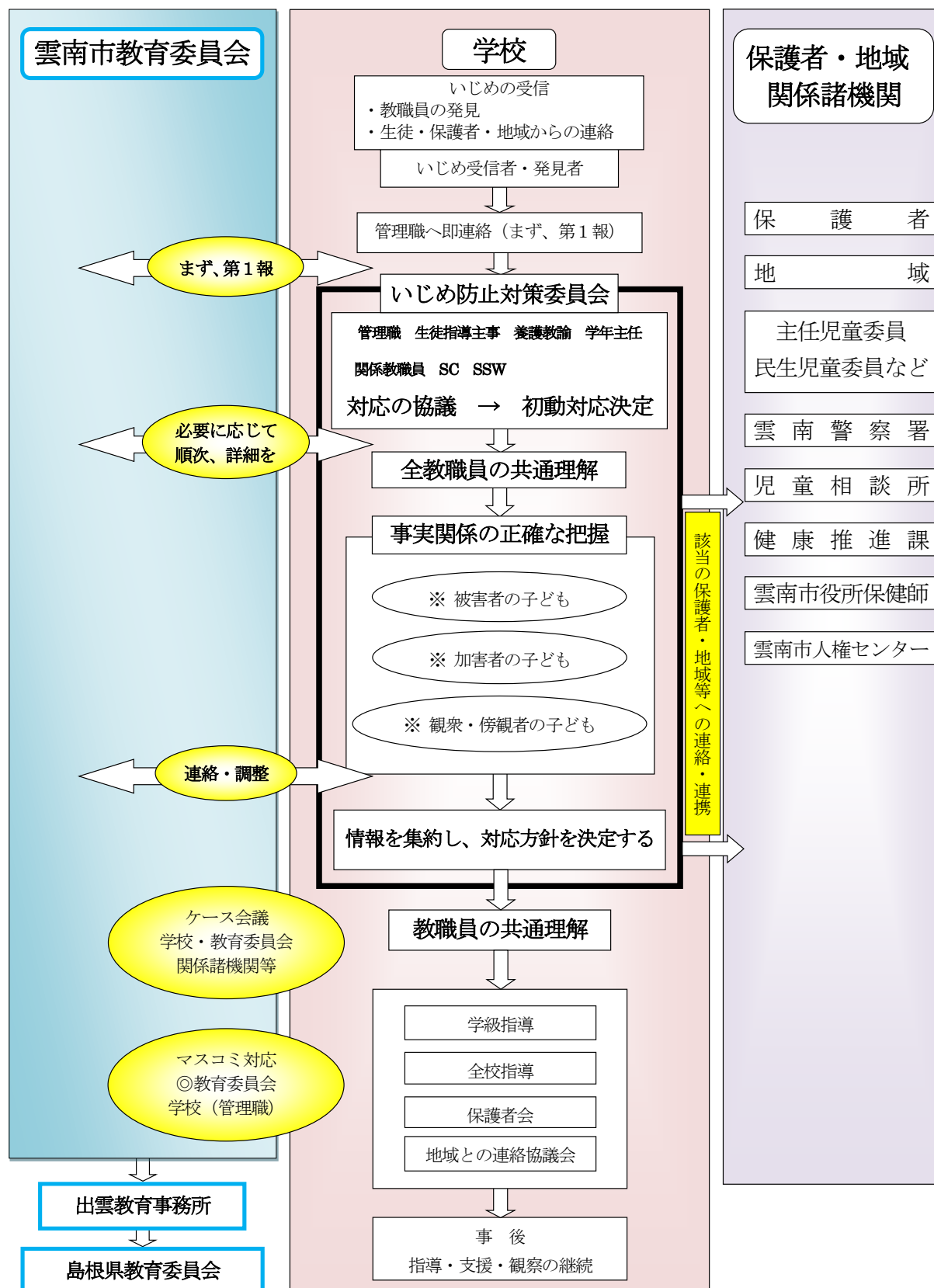
(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する適切な情報提供

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、経過報告も含めて、適時・適切な方法で説明を行う。情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する必要があるが、いたずらに個人情報の保護を楯に説明を控えることをしない。

質問紙等の実施により得られたアンケートの結果については、いじめを受けた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者にその旨を説明する等の措置をする。

7. いじめ対応基本マニュアル

吉田中学校 いじめの対応基本マニュアル



※ 加害者 (いじめている子ども)
観 衆 (面白がって見ている子ども)

被害者 (いじめられている子ども)
傍観者 (見て見ぬふりをする子ども)